

国自旅第305号
平成27年 1月30日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域の指定等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「特定地域の指定等について」を別紙のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

特に、特定地域の指定に係る地方公共団体からの要請に関する相談があつた場合の対応については、地域の特殊な事情等に配慮した検討が必要であることから、その事情等を十分に把握した上で、その都度必ず本省あて相談することとされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域の指定等について

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の(1)から(6)のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が2年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、地方運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として7月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

1. 本通達は、平成27年1月30日から施行する。
2. 平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則2.に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

○国土交通省告示第八百六十四号
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措
置法施行規程(平成二十六年国土交通省告示第五十六号)の一部を改正する告示
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措
置法施行規程(平成二十六年国土交通省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。
平成二十八年七月一日

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措
置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措
置法施行規程(平成二十六年国土交通省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

三 関東運輸局長	「京浜交通圏」	で平成二十七年
----------	---------	---------

七年八月一日から
七月三十一日ま
を

四 北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交 通圏」、「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通 圏」、「千葉交通圏」、「東南北中央交通圏」及び「宇都 宮交通圏」	で平成二十七年
------------	--	---------

二十七年八月一日から
二十八年七月三十一日ま
を

平成二十七年八月一日から
平成二十八年七月三十一日ま
を

四 北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交 通圏」
七 九州運輸局長	「熊本交通圏」

七 九州運輸局長

「大分市」

「熊本交通圏」

七 九州運輸局長	「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、 「福岡交通圏」、 「鹿児島市」
----------	---

交 通	平成二十七年八月一日から 平成二十八年七月一日ま を
-----	----------------------------------

」の指示は、公布の日から施行する。

千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱

制定	平成21年10月28日
一部改正	平成21年12月16日
一部改正	平成24年11月30日
一部改正	平成26年 1月24日
一部改正	平成26年 2月20日
一部改正	平成27年 4月10日
一部改正	平成27年 7月15日
一部改正	平成28年 9月12日

(目的)

第1条 千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、千葉交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成31年6月30日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者
　　榛澤 芳雄（日本大学 名誉教授）
- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
　　東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

- (7) その他協議会が必要と認める者
- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
 - ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
 - ④ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一

覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成31年6月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成31年6月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことを行なうこと。

① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
- ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 大規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が61両以上
- (2) 中規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が31両以上、60両以下
- (3) 小規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が30両以下
- (4) 個人タクシー事業者

13 協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

16 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

6 分科会は、非公開とする。

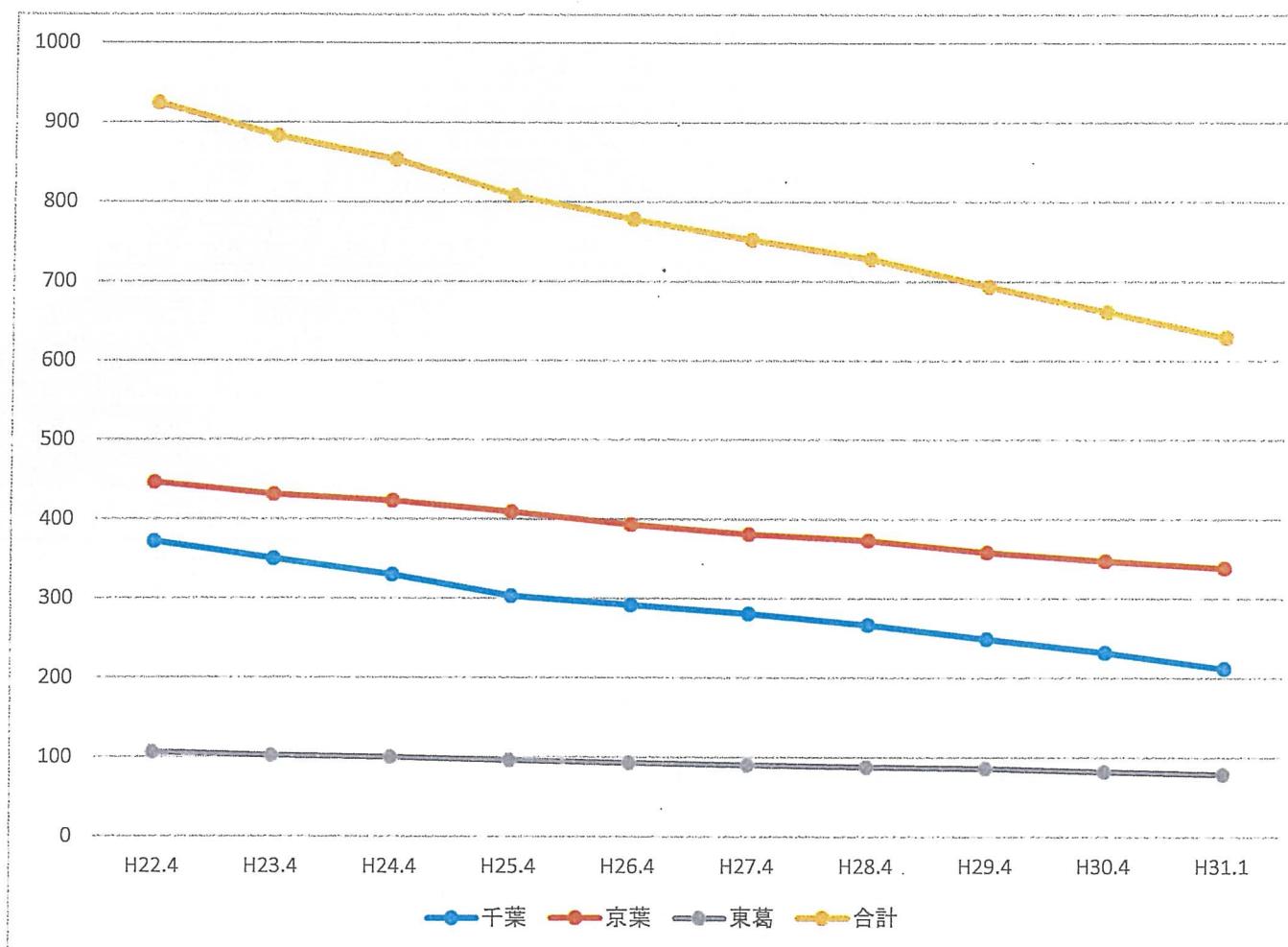
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

個人タクシー業界の現状と取り組みについて

千葉県個人タクシー協会 交通圏別事業者推移表

(H22.4～H31.1)



交通圏	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.1
千葉	372	350	330	303	292	281	267	249	232	212
京葉	446	431	423	409	393	381	373	358	347	338
東葛	106	102	100	96	93	90	88	86	82	79
合計	924	883	853	808	778	752	728	693	661	629

事業者・乗務員募集リーフレットについて <全国個人タクシー協会作成>

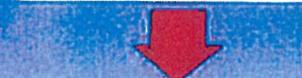
車内に下記リーフレットを掲示し、【お客様の中でタクシー業界に就業の意思のある方がいましたら、法人会社を個人タクシーの協同組合が紹介します】という試みです。（個人タクシー事業者の出身法人会社を紹介します）

また、個人タクシーに将来なりたい乗務員さんも併せてご案内しています。

個人タクシー 事業者募集

Q. あなたはタクシー・ハイヤーでの運転経験が10年以上ありますか？

はい  いいえ 

個人タクシー試験の受験資格があります  タクシー会社を紹介します 

いますぐ お電話ください

タクシー乗務員になりませんか？

自分の営業努力が給与に反映
老若男女問わず工夫次第で平等にチャンス

隔日勤務(三勤夜勤)
自由な時間を趣味や子育てに使えます

女性にも最適
女性ならではの心遣いを活かせます

営業サポート
各種研修制度で未経験者でも安心

地元企業
通勤がラクラク

将来 個人タクシーとして独立開業が可能

タクシー会社を
個人タクシー組合が紹介します

まずはお電話ください

